

浜松駅北口地下広場 利用案内

1. 事前準備

- イベント利用期間中の第三者に対する賠償責任保険に加入してください。
 - * イベント利用期間中に該当イベントが原因となった第三者への賠償について、浜松駅北口地下広場等利用活性会は、一切責任を負いませんのでご注意ください。
- 浜松市火災予防条例第45条に基づく催物届出書を事前に管轄消防署へご提出ください。
 - * 管轄消防署：浜松中消防署本署 電話：053-475-7566
 - * 会場にて火気を使用する場合は、必ず消火器を備えつけてください。
(消火器が無い場合は、イベントを中止していただきます。)
- 飲食を提供する場合は、保健所への申請が必要です。
- 搬入について
 - * 車両で地下広場への乗入れは出来ません。また、駐車場はありませんので、近隣の駐車場をご利用ください。

2. イベント当日

① イベント開始前

- イベント開始前には必ず、浜松駅前広場管理事務所にお立ち寄りください。
 - * 実施報告書兼アンケートを貰ってください。
 - * イベント場所、什器設置場所、許可書の提示、電気・水道使用の確認をしてください。

② 配置について

- 会場の利用については、通行者及び点字ブロック等に配慮してください。
- 会場にて火気の使用はできますが、煙の流れ等で周辺施設や通行者等に迷惑とならないよう、火気の扱いには十分配慮してください。
- 利用可能場所は、歩行者空間確保範囲(黒実線)内で、什器の設置は、什器設置可能範囲(黒破線)内となります。
- 夜間に設置物等を据置く場合の警備等は、主催者が責任をもって対応してください。
 - * 浜松駅北口地下広場等利用活性会では、設置物の夜間据置き中の盗難、事故等について責任を負いません。
- 配線を地上に這わせる場合は、カラーコーン、テープ等で工夫したうえで歩行者の安全に常に配慮してください。
- 飲食販売の際には、油で床面が汚れるケースがあるため、ブルーシート等で養生を行う等、床面を汚さないよう配慮してください。また、水景施設への排水は絶対に行わないようお願いします。
 - * 床面等を汚した場合や水景施設へ排水した場合は、清掃費等を別途請求することがあります。
- テントの脚等により、床面が傷つかないように養生をしてください。
 - * 床面等を傷つけた場合は、補修費等を別途請求することがあります。
- 柱にある広告が見えにくならないようにスペースを確保してください。
- 中央のモニュメント部分、エレベータ出入口部分の利用はできません。
- 地下広場での喫煙は、喫煙所をお願いします。

③ 設置物の風対策について

- テント等を設置する場合は、必ず重りを脚に設置してください。

3. イベント終了後

- イベント終了後は、必ず浜松駅前広場管理事務所を実施報告書兼アンケートを提出してください。
- 駅前広場管理事務所より借りた物がある場合は、返却してください。
- 使用した場所や周辺の、ゴミや汚れがないよう清掃をしてください。

4. 連絡先

- | | | |
|------------|-----------------|--------------------------|
| イベント予約、問合せ | 浜松駅北口地下広場等利用活性会 | 053-457-2611 (浜松まちづくり公社) |
| | 受付時間 | 平日 午前8時30分から午後5時15分まで |
| イベント当日 | 浜松駅前広場管理事務所 | 053-455-2720 |